



全教職員配布
職場討議資料

都教組ホームページには、教職員の様々な権利・労働条件、学習会などの情報が掲載されています。ぜひご覧ください。



21 特殊勤務手当見直し交渉

職場、組合員の要求とたたかいを背景に、要請・交渉を重ね、 非常災害時の緊急業務手当、修学旅行等の業務手当大幅増額!

小笠原業務手当存続! 部活動指導は本則実施許す厳しい結果に

3年に一度の特殊勤務手当見直し交渉が行われ、都教組はすべての手当の改善を求め、職場、組合員の要求とたたかいを背景に、都教委に対し、粘り強く要請・交渉を重ねました。2つの手当の大幅増額、さらに、小笠原業務手当の存続を実現しましたが、部活動指導手当については、22年度からの本則実施を許す厳しい結果となりました。

都教委より考え方が示され現場調査へ

12月7日、都教委より特殊勤務手当の見直しについての考え方が示され、小笠原業務手当、その後、非常災害時等緊急業務手当および修学旅行等指導業務手当を現場調査の対象とすることが提案され、都教組として了承しました。

年末に労使合同の現場調査が行われ、都教組も2校に入り、小笠原父島・母島の小中学校にはオンラインでの現場調査が行われ、組合員や管理職からヒアリングを行い、現場の実態と改善要求等を受けました。

都教組要求実現を求め、都教委要請・交渉

12月27日には都教委に対し、特殊勤務手当改善を求める要請書を提出し、特殊勤務手当の大幅な引き上げと支給要件の緩和を求めるとともに、小笠原業務手当の存続および引き上げを求めて、職場代表から現場の実態と切実な要求を訴え、要請しました。

1月12日、都教委は非常災害時等緊急業務手当と修学旅行等指導業務手当について、支給額を引き上げる提案を行いました。(別表当初提案) 提案を受けて、都教組はただちに解明要求を提出するとともに、都教委交渉を行い、職場、組合員からの切実な要求が認められた職場決議106分会分を提出し、都教委に対し、解明要求への回答とともに、都教組要求実現を求めて訴えました。

しかし、都教委からの回答は都教組要求に何ら応えるものではなかったため、都教組は支給要件の緩和とさらなる増額、さらに、部活動指導手当についてはただちに検証対象として現場調査を行うとともに、実態に見合った増額、要件緩和を求めて厳しく迫りました。

【別表】

区分	現行手当 (日額)	当初提案	最終提案		
非常災害時等の緊急業務	非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき	3,200円	6,400円	8,000円	
	特に被害が甚大な災害発生時における児童又は生徒を含む避難住民の救援業務に従事したとき	6,400円	12,800円	16,000円	
	児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき	3,000円	6,000円	7,500円	
	児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき	3,000円	6,000円	7,500円	
修学旅行等指導業務	学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において次に掲げる業務に従事したとき ア 児童又は生徒を引率し、泊を伴う指導業務に従事したとき	1,700円	2,500円	4,700円	
対外運動競技等指導業務	人事委員会の承認を得て教育長が定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うものに従事したとき	5,200円	提案なし(現行のまま)		
部活動指導業務	学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等又は半日勤務時間が割り振られた日に行うものに従事したとき(3時間以上)	(経過措置) 週休日等に3時間以上4時間未満 3,000円、4時間以上 4,000円	提案なし(本則実施) 週休日等に3時間以上 3,000円		
区分	現行手当 (日額)	提案、他			
小笠原業務	小笠原村の区域内の公立の学校に勤務する職員が、その勤務する学校の所掌する業務に従事したとき	「現行の時限措置を3年間延長」を提案(現行のまま)			
	①教育職給料表3級以上、事務職員給料表3級以上の職				父島 510円 アイ 410円 母島 700円 アイ 600円
	②教育職給料表2級以下、事務職員給料表2級以下の職				父島 410円 アイ 300円 母島 600円 アイ 490円
アは小笠原村以外において採用された小笠原村以外からの赴任職員に、イはそれ以外の職員に適用					



職場代表も含めた都教委要請 (12月27日)

都教委から最終案示される

1月21日、都教委から小笠原業務手当については、現行の時限措置を3年間延長する提案が示されました。その後も、労使協議での解決を求めて、職場決議116分会分(合計222分会分)を提出しながら、都教組要求実現を強く求めて折衝を重ね、1月25日に、都教委から最終案が示されました。(別表最終案)

都教組執行委員会は、部活動指導業務手当については、3年前の交渉で妥結した「3年間の経過措置を経ての本則実施」は、これ以上動かないと判断、また、その他の提案については、最終案で要求が大きく前進したと受け止め、たたかいの収束を図ることとし、妥結を判断しました。

特殊勤務手当の改善求め、 今後もとりくみ継続

都教組はこれからも、職場、組合員の要求にもとづき、特殊勤務手当の改善を求めてとりくんでいきます。とりわけ部活動指導手当については平日の手当がなく、やむを得ず顧問になる場合も多いうえ、土日は練習試合やイベント等で4時間以上になることが多い等、実態とかけ離れており、支給額の引上げや要件緩和は切実です。一方で、部活動指導のあり方や時間については、長時間過密労働の問題からも改善することが求められています。職場、組合員の要求にもとづき今後もとりくみ続けていきます。

「数は大きな力」あなたも都教組へ
都教組ホームページより加入できます